

坂祝町学校の将来のあり方検討委員会設置条例の概要

第1条（設置）

○坂祝町立小中学校の将来を展望した学校のあり方を、幅広い見地で検討するために本委員会を設置しました。

少子化は加速の一途を辿り、そのあおりを受けて全国各地では公立小中学校の統廃合が進められるなど学校の再編成が図られています。本町も例外ではなく、現段階の児童生徒数は現状維持か微減でとどまっていますが、6年後には約50人(6.8%)減少する見込みです。

また、校舎については、小学校が築57年、中学校は築48年(令和5年度現在)と著しく老朽化しています。さらに、現在の場所が小学校は浸水想定区域、中学校は土砂災害警戒区域になっており、子どもたちの安全が心配されるところです。

こうした現状を踏まえ、将来を見据えた学校のあり方を検討するため、本委員会を設置しました。

第2条（所掌事務）

○本委員会は、教育委員会からの諮問を受け、以下の事項を協議して答申するまでがその役目です。

- (1) 効率的な学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の整備に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

全国では、公立小中学校の統廃合のほかに、義務教育学校や小中一貫校などの整備が進んでいます。本町の子どもたちにとって、どういった教育スタイルが望ましいのか、そのためにはどこの場所でどのような施設で学んでもらうのが良いか。

教育委員会からの諮問を受けて広い見地で検討・協議し、答申することが本委員会の役割です。

第3条（組織）

○本委員会は、委員15人以内で組織します。

○委員は、以下の者から教育委員会が委嘱します。

- ・学識経験者
- ・保護者代表
- ・地域の代表
- ・学校関係者
- ・行政の関係者
- ・その他教育委員会が認める者

学識経験者には、本町の官学連携協定に基づいて、岐阜大学と岐阜協立大学から推薦いただいた先生に就任していただきました。

保護者代表は、小学校・中学校それぞれのPTA役員から選抜していただきました。

地域代表は主任児童委員、学校関係者は両校長とコミュニティスクールの運営委員会会長と協働本部長です。

第4条（任期）

○任期は、委嘱された日から教育委員会への答申が終わる日までです。

年度内に答申されることを想定していますが、検討内容等進捗状況によっては、来年度にかかることもあります。

第5条（委員長と副委員長）

○本委員会には、委員長と副委員長を1人ずつ置きます。

○委員長は、委員の互選で決め、副委員長は、委員の中から委員長が指名します。

第6条（会議）

○会議は委員長が招集し、議長を務めます。

○委員が過半数以上出席していなければ、会議を開くことができません。

○会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決めます。ただし、可否が同数のときは、委員長が決めます。

○会議は公開です。ただし、議題によって委員長が必要と思えば、委員の過半数の同意で非公開にすることができます。

第7条（関係者の出席等）

○本委員会は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めて意見や説明を聴いたり、必要な資料の提出を求めるることができます。

第8条（報酬）

○委員の報酬は、条例の規定によって支払われます。

・日額：8,000円　・半日額：4,000円

・町外の委員には、費用弁償（交通費）が支払われます。

第9条（守秘義務）

○委員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはいけません。委員を退任した後も同様です。

第10条（庶務）

○本委員会の庶務は、教育委員会事務局教育課が処理し、こども課が補佐します。

第11条（その他）

○条例で定めていることのほかに本委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定めます。